

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年10月17日付鳥取県告示第695号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大西 時晴	鳥取市青谷町河原字大鳴3の5
山岡 明	鳥取市青谷町河原字大鳴5の6
前田 久志	鳥取市青谷町河原字堂坂1378
〃	鳥取市青谷町河原字堂坂1379
高田鶴太郎	鳥取市青谷町河原字家ノ空1428
棚田 重吉	〃
前田はるゑ	鳥取市青谷町河原字家ノ空1432
長谷川善市	鳥取市青谷町河原字家ノ奥1470の1
長谷川清三郎	鳥取市青谷町河原字白髪山1477（次の図に示す部分に限る。）
佐々木虎藏	鳥取市青谷町小畑字とつ原1123
露谷神社	鳥取市青谷町露谷字石畑266
吉田 通裕	鳥取市青谷町青谷字小丸山6023の1
吉田 末蔵	鳥取市青谷町吉川字岩本326
山田 忠雅	〃
青木 紋蔵	〃
吉田 末蔵	鳥取市青谷町吉川字岩本329
山田 忠雅	〃
青木 紋蔵	〃
吉田 末蔵	鳥取市青谷町吉川字岩本330
山田 忠雅	〃
青木 紋蔵	〃

森 喜久雄	鳥取市青谷町亀尻字八幡谷267の2
大寺 愛治	〃
森 喜久雄	鳥取市青谷町亀尻字八幡谷267の3
大寺 愛治	〃
森 喜久雄	鳥取市青谷町亀尻字八幡谷267の4
大寺 愛治	〃
小林 芳藏	鳥取市青谷町亀尻字下家空538の1
伊藤 一	鳥取市青谷町亀尻字下家空539
亀崎 弁吉	鳥取市青谷町亀尻字下家空539の1
青谷町中郷財産区	鳥取市青谷町山田字猪狩原668の3
池田 久藏	鳥取市青谷町八葉寺字大門62の5
池田 正治	鳥取市青谷町八葉寺字西村内230の1
〃	鳥取市青谷町八葉寺字西村内230の2
鷺原 俊一	鳥取市青谷町八葉寺字大蕪西平823の1
川内 泰藏	鳥取市青谷町八葉寺字大蕪西平823の2
池田 雪子	鳥取市青谷町八葉寺字西岩落833の1
河田文三郎	鳥取市青谷町八葉寺字大竹山913
弥勒寺	鳥取市青谷町紙屋字船尾614の5
勝田 哲哉	鳥取市青谷町紙屋字船尾617
勝田 明江	〃
岡田 久	〃
見生忠右衛門	〃
長谷川伊藏	〃
小林金十郎	鳥取市青谷町楠根字西村内265の2
尾崎 正美	鳥取市青谷町楠根字澄谷544の1
窪田 哲男	鳥取市青谷町楠根字北空561

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課